



宮 崎 県 公 報

平成21年10月30日 (金曜日) 号外 第 75 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除…………… (自然環境課) 1	
○鳥獣保護区の変更…………… (自然環境課) 1	
○鳥獣保護区の更新 (9 件) …………… () 1	
○鳥獣保護区特別保護地区の指定…………… () 4	
○休猟区の指定…………… () 4	
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定…………… () 4	

告 示

宮崎県告示第 700号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 捕獲等の数の制限を解除する狩猟鳥獣
ニホンジカ
- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域
県内全域
- 3 捕獲等の数の制限の解除の内容
1人1日当たりの捕獲等の数を1頭から制限なしとする。
- 4 捕獲等の数の制限を解除する期間
平成21年11月1日から平成24年3月31日まで

宮崎県告示第 701号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第2項の規定により、平成11年宮崎県告示第 954号で指定した高才原鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称
高才原鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
町道山王原18号線と主要地方道都城北郷線との交点を起点とし、同所から町道山王原18号線を北西に進み町道病院通り線との交点に至り、同所から病院通り線を北に進み町道下新山王原3号線との交点に至り、同所から町道下新山王原3号線を北東に進み町道下新山王原1号線との交点に至り、同所から町道下新山王原1号線を北西に進み主要地方道都城東環状線との交点に至り、同所から主要地方道都城東環状線を北に進み都城市と三股町の市町境との交点に至り、同所から市町境を北東に進み国道 269号との交点に至り、同所から国道 269号を北東に進み町道高木・餅原・市場線との交点に至り、同所から町道高木・餅原・市場線を南東に進み町道蓼池南・三原3号線との交点に至り、同所から町道蓼池南・三原3号線を南東に進み町道勝岡・蓼池線との交点に至り、同所から町道勝岡・蓼池線を南に進み町道餅原線との交点に至り

、同所から町道餅原線を北東に進み町道樺田山田田上線の交点に至り、同所から町道樺田山田田上線を南に進み主要地方道都城北郷線との交点に至り、同所から主要地方道都城北郷線を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護員との協力により、鳥獣生息の環境保全に努める。

宮崎県告示第 702号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 954号で指定した鹿遊鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称
鹿遊鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
児湯郡木城町大字石河内に所在する主要地方道東郷西都線の戸崎橋西詰を起点として、同所から小丸川右岸を南東に進み九州電力石河内第2発電所に至り、同所から鹿遊国有林 260林班に小班と民有地の境界線に沿って南西に進み同国有林の 260林班と 262林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み大瀬内林道鶴懐支線との交点に至り、同所から同支線を南西に進み大瀬内林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み同国有林の 265林班と 266林班の林班界に至り、同所から同林班界を西に進み木城町と西都市との境界線に至り、同所から同境界線を北西に進み大瀬内山を経て通称サンボに至り、同所から稜線を北東に進み大瀬内谷川との交点に至り、同所から山腹を北東に進み同国有林の 256林班と 257林班の林班界に至り、同所から同林班界を北東に進み小丸川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努める。

宮崎県告示第 703号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 955号で指定した小山田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

小山田鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町下倉永宇荒瀬に所在する国道10号線と県道高岡郡司分線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み市道矢渡線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道日南高岡線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み大の丸橋を経て県道赤谷橋山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み国道10号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み市道花見1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道10号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、農振地域に当たるため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 704号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 955号で指定した都井中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

都井中学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

串間市大字都井の都井中学校正門を起点とし、同所から県道都井岬線に沿って東に進み、通称亀を首峠に至り、同所から西方に連なる稜線にある山道に沿って西に下り、市道宮原毛久保線に達し、同所から同市道に沿って北に進み、県道都井岬線との交差点に至り、同所から右に県道沿いに進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当区域は串間市立都井中学校を含むため、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

宮崎県告示第 705号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 955号で指定した大塚原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

大塚原鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西諸県郡野尻町大字東麓字迫分に存する国道 268号線と県道野尻高原線との交点を起点として、同国道を西に進み野尻中学校通学道に至り、同所から同通学道を約 500m南に進み西下の田圃に通ずる小道に至り、同所から同小道を下り用水路に至り、同所から同用水路を約 400m南に進み県道野尻高原線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の保全を図る。

宮崎県告示第 706号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 956号で指定した高房台鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

高房台鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市高岡町五町に所在する楠見林道と 454メートルの三角点五町から約 500m北の稜線へ登る歩道との交点を起点とし、同所から同歩道を北西に進み稜線に至り、同所から同稜線を北に進み仁田尾小谷川支流との交点に至り、同所から同河川を西に進み小谷との交点に至り、同所から同小谷を北東に進み稜線に至り、同所から同稜線を北西に進み標高 281メートルのピークに至り、同所から同尾根を北に進み仁田尾小谷川との交点に至り、同所から谷を北西に進み送電線鉄塔に至り、同所から管理道を北東に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み森林空間利用林との交点に至り、同所から同利用林境を南東に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み南部に位置する森林空間利用林との交点に至り、同所から同利用林境を南に進み楠見林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当区域は、鳥獣の生息に適した自然環境にあり、国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 707号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 957号で指定した高塚山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

高塚山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字穂北の杉安井堰と一ツ瀬川右岸との交点を起点とし、同所より一ツ瀬川右岸堤防を北西に進み杉安水路との交点に至り、同所より同水路を南に進み国道 219号との交点に至り、同所より同国道を北西に進み杉安橋を経て杉安発電所に至り、同所から稜線を北東に進み、201林班と高塚林道との交点に至り、同所より 200林班と 201林班の境界を東に進み 202林班との交点に至り、同所より 200林班と 202林班の境界を北東に進み 203林班との交点に至り、同所より 202林班と 203林班の境界を南東に進み県道杉安高鍋線との交点に至り、同所より同県道を東に進み瀬江川との交点に至り、同所より瀬江川右岸を南西に進み一ツ瀬川左岸との交点に至り、同所より一ツ瀬川左岸を西に進み県道東郷西都線との交点に至り、同所より穂北橋を南に進み一ツ瀬川右岸との交点に至り、同所より一ツ瀬川右岸を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で森林公園内における自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 708号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 958号で指定した京町鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

京町鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

えびの市大字亀沢に所在する市道亀沢・岡松流線の亀沢橋北詰を起点とし、同所から同市道を南東に進み国道 268号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道 790号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み国道 268号線との交点に至り、同所から同国道を北に進み市道下島内西通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道島内耕地 6号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み川内川左岸に至り、同所から川内川を北西に 200m進んだ川内川右岸地点に至り、同所から農道島内耕地 2号線に向かう方向に直線で 200m進んだ地点に至り、同所から直線で川内川と湯の川との合流点に至り、同所から湯の川を北西に進み市道水流日の丸橋線との交点（日の丸橋）に至り、同所から同市道を南西に進み国道 447号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道木場吉松えびの線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み鹿児島県境との接点に至り、同所から同県境を南東に進み川内川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の保全を図る。

宮崎県告示第 709号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成11年宮崎県告示第 959号で指定した七ツ山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

七ツ山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

諸塚村大字七ツ山字尾平に所在する七ツ山小学校入口を起点とし、同所から村道七ツ山宮の元線を西に約 200m進み七ツ山小学校体育館西角から北東に連なる稜線に至り、同所から同山道を南東に約 400m進み七ツ山小学校尾平教員住宅用地の南を通る稜線に至り、同所から同稜線に沿って西に約 150m進み村道七ツ山宮の元線との交点に至り、同所から同村道に沿って起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 710号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成15年宮崎県告示第 484号で指定した掃部岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

掃部岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市と西米良村との境界上の掃部岳（標高 1,223メートル）の頂上を起点とし、同所より同境界を南東に進み国富町との境界に至り、同所より国富町と西米良村との境界を西に進み綾町との境界に至る。同所より綾町と西米良村との境界を西に進み小林市須木との境界に至り、同所より小林市須木と西米良村との境界を北西に進み袖園巡視道に至る。同所より同巡視道を北に進み西米良村界との分岐点を経て三角点（標高 1,086メートル）に至り、同所より尾根道を東に進み西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林 134林班界に至る。同所より同林班界を北に進み河の口谷支流に至り、同所より同支流を東に進み蛇籠川に至る。同所より同川を東北（下流）に進み西都市との境界に至り、同所より同境界を南に進み三角点（標高 1,065メートル）を経て起点に至る線で囲まれた区域並びに西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林99林班から 109林班までの区域並びに国富町所在の宮崎森林管理署が所管する国有林2163、2169及び2170の各林班の区域並びに綾町所在の宮崎森林管理署が所管する国有林2142及び2143の各林班の区域並びに小林市須木所在の宮崎森林管理署が所管する2134から2138までの各林班の区域並びに小林市須木大字中原に所在する国道 265号と県道田代八重綾線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み小林市須木と西米良村との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み宮崎森林管理署が所管する国有林2128、2127及び2138の各林班の交点に至り、同所から南西に進

み同国有林2127から2121の各林班と同国有林2138、2137、2135及び2134の各林班との境界線沿いを進み綾北川左岸に接する地点に至り、同所から直線で南西へ進み国有林北浦林道と県道田代八重綾線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換を行い、鳥獣の生育環境の保持に努める。

宮崎県告示第 711号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、掃部岳鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 特別保護地区の名称

掃部岳鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林 102林班及び106林班の各林班並びに、107林班ろ小班及び108林班ろ小班及び児湯郡西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林 134林班並びに、東諸県郡国富町所在の宮崎森林管理署茶臼岳国有林2163林班は、に、ほ及びへの各小班並びに2170林班の区域一円

3 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 712号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 休猟区の名称

市房休猟区

2 休猟区の区域

西米良村と椎葉村との境界線に所在する市房山山頂を起点とし、同所から同境界線を東に進み 158林班イ小班とア小班の境界との交点に至り、同所から 158林班イ小班とア小班の境界を南西に進み 157林班と 158林班の境界との交点に至り、同所から谷部を南西に進み 157林班イ小班とア小班の境界との交点に至り、同所から 157林班イ小班とア小班の境界を南東に進み一ツ瀬川との交点に至り、同所から一ツ瀬川右岸を南に進み 155林班との交点に至り、同所から 154林班と 155林班の境界を西に進み 135林班との交点に至り、同所から 135林班と 155林班の境界を北に進み 134林班との交点に至り、同所から 134林班と 155林班の境界を北に進み 156林班との交点に至り、同所から 134林班と 158林班の境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 休猟区の存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

宮崎県告示第 713号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成21年10月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

金崎特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

宮崎市大字大瀬町に所在する県道野首・麓線と本庄川左岸堤防との交点を起点とし、同所から県道野首・麓線を南西に進み県道南俣・宮崎線との接点に至り、同所から同県道を北西に進み、同県道を横断する金崎地区内の明久川に通じる水路（通称：本庄川）との交点に至り、同所から同水路を北に進み明久川との交点に至り、同交点から本庄川本流の左岸堤防に存在する国富浄化センター樋管を結び、同所から同堤防を南東に進み塚原橋南西詰との接点に至り、同所から同橋を北東に進み本庄川左岸堤防との接点に至り、同所より同堤防を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

平成21年11月1日から無期限